

# 下妻市さくらねこ無料不妊手術事業ガイドライン

## 1. 目的

このガイドラインは、下妻市内（以下、「市内」）の飼い主のいない猫に対し不妊手術を受けさせることで繁殖を抑制し、自然減させることで地域の公衆衛生の向上と良好な生活環境の促進を図るため、公益財団法人どうぶつ基金が発行する「さくらねこ無料不妊手術チケット（以下「手術チケット」という。）」を利用するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

## 2. 用語の定義

- (1) 飼い猫 所有・占有の意思を持つ特定の飼い主により、継続的に給餌給水等の世話をされている猫のこと。
- (2) 飼い主のいない猫 地域に生息し、所有者がいないことが明らかな猫のこと。
- (3) さくらねこ 飼い主のいない猫で、不妊手術が施され、手術済みのしるしに耳先を桜の花びらのような形にV字カットされた猫のこと
- (4) TNR活動 飼い主のいない猫を捕獲(Trap)し、不妊手術(Neuter)を行い、元の場所に戻す(Return)活動のこと。
- (5) 地域猫活動 住民やボランティア団体等が主体となり、地域に住み着いた飼い主のいない猫に不妊手術を施して、これ以上繁殖しないようにし、その猫の命を全うするまで一代限りで、その地域において適切に管理していく活動のこと。
- (6) 不妊手術 オス猫の去勢手術、メス猫の不妊手術を合わせたものこと。
- (7) ボランティア等 TNR活動や地域猫活動を行っている又は本事業に積極的に協力することができるボランティア団体の代表者または個人のこと。
- (8) 協力病院 どうぶつ基金が指定する、チケットを利用できる病院。

## 3. チケットの交付対象者

チケットの交付を受けることができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 飼い主のいない猫の生息する地域でTNR活動を行うことができるボランティア等。（地域住民や自治会等からの依頼も含む。但し、申請者または協力者に市内在住者が1名以上いること。）
- (2) 飼い主のいない猫の生息する地域で地域猫活動を行う自治会や地域住民のグループの代表者、又はその支援を行うことができるボランティア等。

## 4. チケット使用することができる猫

「TNRすることを目的とした飼い主のいない猫」に限る。

※TNRを目的として捕獲した猫について、リターンを中止した場合（飼うことにし

た、保護する・里親を探すことにした等)には、その理由の如何に関わらずチケットは使用できません。チケットを使用して手術をした猫は必ずリターンしてください。

## 5. チケットの交付条件

チケットの交付を受けようとする者は、次の条件すべてに同意できる者とする。

- (1) TNR活動を行うにあたり、地域住民や自治会への活動普及と啓発、また、誤って対象外の猫を手術させないよう周知と対策を積極的に行なうこと。
- (2) TNR活動は申請者が主体となって行なうこと。
- (3) 協力病院へ飼い主のいない猫の送迎が可能であること。
- (4) チケットの転売や譲渡はしないこと。
- (5) 不妊手術の際に、猫の耳先をV字カットすること、妊娠中の猫は墮胎することに同意すること。
- (6) チケットの利用してTNRを行う場合、何人からも物品や金銭を受け取らないこと。寄付金、謝礼、捕獲手間賃、人件費、不妊手術費用及び不妊手術以外の医療費（ワクチンやノミ駆除薬等）、交通費の実費（公共交通機関や高速代、タクシー代、ガソリン代等も含む）等を名目として金品を請求することは一切禁止とする。
- (7) 手術及び事業の結果に対して損害賠償請求及び意義申し立てはしないこと。
- (8) 適切な給餌と猫用トイレの設置を行い、周辺の清潔の維持に努めること。
- (9) 耳先にV字カットが入った猫は不妊手術済みであることを必要に応じて近隣住民に説明し、その猫が一生を全うするまで見届けてもらうよう理解普及に努めること。
- (10) 運営するホームページ又はSNS等に、以下の定型文及びハイパーリンクを掲載すること。

### 【定型文】

「(団体名等)」は、公益財団法人どうぶつ基金の「さくらねこ無料不妊手術事業」に参加している「(行政名)」と協働してTNRを行いました。どうぶつ基金が発行する「さくらねこTNR無料不妊手術チケット」によって行った不妊手術・ワクチン・ノミ駆除薬の費用については、全額どうぶつ基金が負担します。

### 【リンク先】

<https://www.doubutukikin.or.jp/activity/campaign/story/>

## 6. チケットの申請

チケットの交付を受けようとする者は、利用を希望する月の前々月の末日までに、下妻市さくらねこ無料不妊手術チケット交付申請書(様式1)を環境課へ提出すること。

(例：8月に利用希望の場合 ⇒ 6月末日までに交付申請書を提出)

## 7. チケットの交付決定

申請内容を審査し、チケットの交付が適当と認めるときは、下妻市さくらねこ無料不妊

手術チケット交付決定通知書（様式2）により通知することとする。

#### 8. チケットの利用場所

チケットを利用することができる場所は、市が指定する協力病院とする。

#### 9. チケットの返還

前条のチケット規定によりチケットの交付を受けた者が次のいずれかに該当するときは、下妻市さくらねこ無料不妊手術チケット返還通知書（様式3）により通知し、交付したチケットの全部若しくは一部の返還を求めることとする。

- (1) チケットの利用方法が著しく不適切と認められるとき
- (2) その他市が必要と認めたとき

#### 10. 活動報告

- (1) 申請者は、不妊手術終了後、速やかに下妻市さくらねこ無料不妊手術チケット利用報告書（様式4）を提出し、利用しなかったチケットは返却することとする。報告書には、「活動風景写真」および「手術後の耳先のV字カットがわかる猫の写真」を各1枚ずつ添付すること。

#### 11. 免責

市は、チケットの使用に関連して生じた事故について、一切の責任を負わない。

#### 12. その他

このガイドラインに定めるもののほか、必要な事項は、市が別に定める。

発行：令和4年5月

改訂：令和5年3月

令和5年4月

令和5年6月